

1 分界又は1かまの蒸留方法の記載要領

- 1 この様式は、蒸留作業を伴う酒類の製造に際してその蒸留方法を申告する場合に使用してください。
- 2 「原料」欄の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「品名」欄には、もろみ又は酒類かす等の原料品名を記載し、もろみについては、もろみ仕込方法の記号を記載してください。
 - (2) 「数量」欄には、1分界当たり又は1かま当たりのもろみ数量又は酒類かす等の数量を記載してください。
 - (3) 「純アルコール数量」欄には、原料が液体であるものについてだけ記載してください。従って、酒類かすを原料とする蒸留方法によるものは記載する必要がありません。
- 3 「蒸留見込み」欄の各欄には、あなた（貴社）の製造場における前年度の実績値、あなた（貴社）の製造場の所轄税務署管内における前年度の実績値の平均等の経験値又はあなたの製造場の設備の状況等を考慮して理論的に算出できる理論値等により合理的に算出した数量等を記載してください。
- 4 「数量」欄はリットル位又はキログラム位まで算出し、リットル位又はキログラム位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 5 「アルコール分」欄は度位未満第1位まで算出し、度位未満第2位以下の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 6 「純アルコール数量」欄はリットル位未満第2位まで算出し、リットル位第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 7 「同一蒸留記号による蒸留見込数量計」欄には、蒸留見込数量に分界又はかまの数を乗じたものを記載してください。
- 8 蒸留見込数量の算出根基は具体的に記載してください。